平成２９年（フ）第２６５号
新潟市西区上新栄町２丁目18番５号　アップルハウス上新栄町105号、前住所新潟市西区松海が丘１丁目５番６号　本間マンション303号
債務者　髙橋　漁藏
1　決定年月日時　平成29年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
　　新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２６６号
新潟市東区上木戸１丁目５番19号　コーポニューセブン205号
債務者　木村　睦美
1　決定年月日時　平成29年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
　　新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２６８号
新潟市江南区茜ケ丘９番７号　ルシィル茜ケ丘305号
債務者　池　　糸子
1　決定年月日時　平成29年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
　　新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２７２号
新潟市中央区笹口１丁目15番地23　プリモ笹口205号
債務者　小林　康道
1　決定年月日時　平成29年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
　　新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２７８号
新潟市西蒲区巻甲4232番地１　ヴェステージ104
債務者　長谷川美紀
1　決定年月日時　平成29年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
　　新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２８４号
新潟市西区山田2772番地２　リバティハイツやきふな102号
債務者　岡田　玲子
1　決定年月日時　平成29年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
　　新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２８５号
新潟市東区牡丹山５丁目17番17号　プラネットＢ101
債務者　齋藤　麻理
1　決定年月日時　平成29年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
　　新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２８９号
新潟市中央区女池２丁目２番13号18、前住所新潟市中央区東堀通９番町1407番地７　イーストモートＰＬＵＳ２Ｆ
債務者　竹野　　浩
1　決定年月日時　平成29年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
　　新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２９３号
新潟市北区太夫浜字山越1742番地　介護老人保健施設　松浜さくら園、住民票上の住所新潟市中央区川岸町３丁目20番地４　市営住宅145号
債務者　寺山　雅美
1　決定年月日時　平成29年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
　　新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２０４号
岩手県奥州市水沢区姉体町字水ノ口前３番地、住民票上の住所山梨県南アルプス市東南湖637番地３
債務者　伊代野レイ子
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
　　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２１３号
山梨県中央市上三條100番地68
債務者　秋山　丈夫
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
　　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２５６号
岐阜市六条大溝１丁目３番15―505号　（大溝ビル）、前住所岐阜市柳津町丸野５丁目９番地（けやきタウン丸野Ｂ－８号室）
債務者　谷口さゆ里（旧姓小松・平瀬）
1　決定年月日時　平成29年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
　　岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第８７４号
愛知県常滑市奥条１丁目205番地の３
債務者　峯　　正明
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１１５号
名古屋市千種区向陽１丁目12番22号　玉昇ビル303号
債務者　小川　広美
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１６９号
名古屋市港区土古町１丁目34番地　新土古荘Ｔ－４棟101号
債務者　鬼頭　昌代
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６８号
三重県鈴鹿市三日市町962番地　カームエイト　Ｅ201
債務者　青山　励子
1　決定年月日時　平成29年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
　　津地方裁判所破産係